

水戸市保育士等就労支援補助金交付要項

令和 2 年 6 月 2 日

水戸市告示第 178 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、予算の範囲内において、保育士等就労支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設及び事業所をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第 3 項の規定に基づき設置し、又は同条第 4 項の認可を受けて設置した保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 法第 6 条の 3 第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内の保育所等において保育士、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（以下「保育士等」という。）として勤務を開始した者（水戸市教育委員会職員の職名に関する規則（平成 3 年水戸市教育委員会規則第 2 号）第 2 条に規定する職名を有する職員として任用された者を除く。）のうち次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 当該保育所等において勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）前 1 年以内に他の保育所等又は幼稚園で保育士等として勤務をしていないこと。
- (2) 法第18条の18第 3 項に規定する保育士登録証（以下「保育士登録証」という。）の交付を受けた者にあつては、勤務開始日において当該保育士登録証の交付を受けた日から 1 年以上経過していること。ただし、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）附則第 4 条の規定により保育士となる資格を有する者とみなされる者にあつては、この限りでない。
- (3) 当該保育所等における 1 週間当たりの勤務時間が20時間以上であること。
- (4) 当該保育所等における勤務開始日から 2 年以上継続して同一の保育所等（当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等を含む。）に保育士等として勤務することが見込まれること。
- (5) 当該保育所等への勤務に当たり、この要項に基づく補助以外の補助を受けていないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 人100,000円とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、保育士等就労支援補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、保育所等への調査等を行い、適当と認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を保育士等就労支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付の決定を受けた者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、保育士等就労支援補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更等の報告)

第8条 交付の決定を受けた者は、保育所等における勤務開始日から起算して2年以内に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長に報告しなければならない。

- (1) 労働条件又は勤務条件の変更により1週間当たりの勤務時間が20時間未満となったとき。
- (2) 申請時に勤務していた保育所等又は当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等において保育士等として勤務しなくなったとき。
- (3) 申請書の記載内容に変更が生じたとき。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合であつて、その理由が交付の決定を受けた者の責めに帰すべき理由によらないときは、この限りでない。

- (1) 保育所等における勤務開始日から起算して2年以内に前条第1号又は第2号に該当したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

(勤務状況の確認)

第10条 市長は、必要に応じ、交付の決定を受けた者が勤務する保育所等に勤務状況を確認するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 交付の決定を受けた者は、当該補助金に関する書類を、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

印

電話番号

保育士等就労支援補助金交付申請書

保育士等就労支援補助金の交付を受けたいので、水戸市保育士等就労支援補助金交付要項第 5 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、審査に当たっては、必要な範囲で、私の勤務状況等を私が勤務する保育所等へ調査することに同意します。

氏名	
住所	
勤務する保育所等の名称	
1 週間当たりの勤務時間	時間
勤務予定期間 (雇用期間について定め がある場合のみ記入)	年 月 日から 年 月 日まで 更新の有無 ☐ 更新される場合がある ☐ 更新はない
保育所等での勤務経験 (保育所等での勤務経験 がある場合のみ記入)	直近の勤務保育所等名 直近の勤務保育所等退職日 年 月 日
保育士の登録年月日	年 月 日
添付書類	(1) 雇用通知書等の写し (2) 保育士登録証の写し※ (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 保育士資格証明書又は保母資格証明書の写しを併せて添付すること。なお、保育士とみなされる者として勤務している者は、保育士登録証の写しの代わりに、保健師免許証，看護師免許証，准看護師免許証，幼稚園教諭普通免許状，小学校教諭普通免許状又は養護教諭普通免許状の写しを併せて添付すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

保育士等就労支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった保育士等就労支援補助金について、下記のとおり決定したので、水戸市保育士等就労支援補助金交付要項第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 金 100,000 円

2 交付条件

- (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市保育士等就労支援補助金交付要項の規定に従うこと。
- (2) 水戸市補助金等交付規則又は水戸市保育士等就労支援補助金交付要項の規定に違反した場合は、補助金を返還すること。

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

電話番号

保育士等就労支援補助金請求書

年 月 日付け幼保指令第 号で額の確定の通知を受けた保育士等就労支援補助金について、補助金の交付を受けたいので、水戸市保育士等就労支援補助金交付要項第 7 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名		本・支店	預金種目	口座番号
		本店・支店	1 普通	
			2 当座	
銀行 信金 信組 農協 労金			3 貯蓄	
口座名義人	フリガナ			
	氏 名			